

「余呉川総合流域防災事業賤ヶ岳橋架替および木之本長浜線改良事業
国道8号取付工事請負契約」の変更について(その他(議決))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年滋賀県条例第11号)第2条の規定により平成28年3月18日議決を得た余呉川総合流域防災事業賤ヶ岳橋架替および木之本長浜線改良事業国道8号取付工事請負契約を次のとおり変更することにつき、議決を求める。

■変更理由

- ・土壌解析およびヒ素汚染土の処理対策を追加したい。(A1橋台、A2橋台、A2基礎杭)
- ・濁水対策について、関係機関との調整により矢板等の打設工法を変更したい。
- ・既設橋梁の上部工撤去に際し、塗料に鉛が含まれていることが発覚したため、処理対策費用を追加したい。

変更前の契約額	1,972,608,901円
変更増額	422,983,000円
変更後の契約額	2,395,591,901円

契約の相手方 大阪府中央区大手前一丁目5番44号
国土交通省近畿地方整備局長 井上 智夫

■位置図

